

史跡信濃国分寺跡保存活用計画策定支援業務委託 仕様書

この仕様書は、上田市(以下「委託者」という。)が発注する下記の業務委託に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

なお、史跡信濃国分寺跡保存活用計画の策定期間は2箇年度を予定しており、本仕様書は、令和8年度分の業務委託内容を示すものである。

1 業務名

史跡信濃国分寺跡保存活用計画策定支援業務

2 業務の目的

史跡信濃国分寺跡に関する適切な保存と活用方法を示す将来的な指針を定めた計画となる「史跡信濃国分寺跡保存活用計画」の策定にあたり業務支援を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで(予定)

4 適用

本業務は、本仕様書及び下記に示すものの他、文化庁が示す指針に沿ったものとする。

- (1)『史跡等整備の手引き』文化庁記念物課監修 平成17年6月
- (2)『記念物・文化的景観マネジメント支援事業 史跡等・重要文化的景観の保存活用に関する調査報告書』文化庁記念物課
- (3)『文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する方針』文化庁令和5年3月
- (4)『長野県文化財保存活用大綱』長野県 令和7年1月
- (5)『史跡信濃国分寺跡保存整備基本計画』上田市・上田市教育委員会 平成17年3月

※参考とする図書：『上田市文化財保存活用地域計画』上田市・上田市教育委員会 令和4年3月
現在、『第二期上田市文化財保存活用地域計画』を作成中（令和8年12月認定に申請予定）

5 業務委託の内容

(1) 対象区域

史跡信濃国分寺跡の指定範囲とし、必要に応じて周辺区域も含めること。

(2) 業務内容

ア 業務計画の立案

次項イ～オを勘案し、業務の進め方、関係協議事項、スケジュール等の計画を立案する。

イ 計画素案等作成支援

(ア) 既存文献を収集・整理するとともに、これまでの各種調査成果や経緯、現地状況を確認し、史跡とその周辺の自然的、歴史的、社会的環境条件等を把握したうえで、信濃国分寺跡の本質的価値を明確にするとともに、構成要素を抽出する。

(イ) 史跡の保存管理、活用、整備及び運営体制の課題点を整理し、取りまとめる。

ウ 検討委員会の開催支援 ※令和8年度で2回開催を予定する。(2ヶ年で5回予定)

保存活用計画素案の策定に係る委員会の開催支援を行う。

(ア) 検討委員会資料の作成

検討委員会にて使用する「保存活用計画」の素案資料等を作成する

(イ) 検討委員会の議事録作成等

検討委員会に同席し、委員会開催及び議事進行に関する委託者(事務局)への助言支援を必要に応じて行うこと。また、受託者は、計画素案の取りまとめに必要な情報を遺漏なく把握し、委員会終了後に議事録を委託者に提出すること。なお、委員会の構成人員は専門委員や地域代表、指導助言及び事務局(委託者)の15名程度を予定している。

エ 保存活用計画素案(図表作成含む)の作成 ※令和8年度は「別紙」第1～5章の素案作成委託者、受託者双方で作成した文案や図表等を整理及び構成して、保存活用計画素案を編集、とりまとめること。

オ 計画内容の打ち合わせ及び文化庁協議

計画の内容について委託者と受託者で適宜打ち合わせを行うが、3回を目途に現地確認等も含め対面で行う。また、受託者は計画素案に係る文化庁協議に同席し協議への助言支援を行う。

カ 次年度業務に向けた整理

本業務で整理した資料、検討結果及び計画素案については、令和9年度の計画策定作業に円滑に引き継ぐことができるよう整理すること。また、計画全体の構成や今後検討を要する事項について整理し、委託者へ報告すること。報告内容は8のとおり。

なお、令和9年度に関する業務は概ね次のとおりである。ただし、業務の進捗により変更になる場合がある。

(ア) 保存活用計画の大綱(将来像・基本理念)の検討

(イ) 保存・活用・整備・運営に関する基本方針の作成

(ウ) 構成要素の保存管理方針の整理

(エ) ゾーニング及び現状変更等取扱い基準の作成

(オ) 整備・活用・管理運営計画の作成

(カ) 実施計画、モニタリングの整理

(キ) 計画全体の編集及び取りまとめ

(ク) 検討委員会、文化庁協議への対応

(ケ) 成果品の作成

6 貸与資料と使用制限

本業務の実施にあたり、委託者は受託者に本業務の遂行に必要となる資料を貸与するものとする。受託者は、資料の受け渡し時に借用書を提出し、取扱いと保管に留意して本業務の目的以外には使用しないこと。なお、貸与資料の詳細と貸与の可否については、別途協議するものとする。

7 受託者の責務

(1) 当該業務を適正かつ円滑に実施するため、委託業務の管理者(管理技術者)と委託者が定めた監督職員は常に密接な連絡をとり、委託業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

(2) 受託者は、本仕様書に定めのないことであっても、本業務を行うにあたり考え得る、より適切な

方法を提案するなど、第2項の目的を達成するために必要な支援業務を遂行すること。

(3) 受託者は、適切かつ円滑な業務遂行のため、業務従事者を適正に配置すること。

(4) 業務従事者のうち、管理技術者は、史跡の保存活用計画策定に関する経験を有し、かつその内容に精通した者であること。

8 提出書類、報告書および成果品

本業務で提出、納入する書類等は以下のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 業務実施計画書(業務工程表、実施体制、緊急連絡先、従事者名簿等)

イ 業務着手届、業務完了届

(2) 成果品等

ア 業務報告書(実績報告) 正本及び副本(各1部)

イ アの電子データ(Word形式・PDF形式) 1式

なお、業務報告書とは以下の内容をまとめたものとする。

(ア) 保存活用計画の素案(中間とりまとめ)

(イ) 検討委員会配布資料

(ウ) 検討委員会議事録

(エ) 協議記録簿

(オ) その他、委託者が必要と認める成果品 1式

9 納品場所

上田市教育委員会生涯学習・文化財課(長野県上田市大手1-11-16)

10 その他

(1) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

(2) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

11 保存活用計画の構成案

別紙のとおり

(別紙)

「史跡信濃国分寺保存活用計画」の構成(案)

第1章 計画策定までの沿革と目的

- 1 策定までの沿革
- 2 策定の目的
- 3 策定体制・経緯
- 4 計画の対象範囲と期間
- 5 他の計画との関係

第2章 上田市の概要

- 1 社会的環境
- 2 自然的環境
- 3 歴史的環境

第3章 史跡信濃国分寺跡の概要

- 1 史跡の概要
- 2 指定の状況
- 3 調査成果
- 4 史跡整備の履歴
- 5 関連法規制

第4章 史跡の本質的価値

- 1 本質的価値の明示
- 2 構成要素の特定

第5章 史跡の現状と課題

- 1 保存の現状と課題
- 2 活用の現状と課題
- 3 整備の現状と課題
- 4 運営・体制の整備の現状と課題

第6章 大綱・基本方針

- 1 保存・活用の大綱
- 2 基本方針

第7章 史跡の保存と管理

- 1 保存・管理の方向性
- 2 保存・管理の方法
- 3 現状変更等の取扱い

4 史跡追加指定の考え方

5 指定地公有化の考え方

第8章 活用の方向性と方法

1 活用の方向性

2 活用の方法

第9章 整備の方向性と方法

1 整備の方向性

2 整備の方法

第10章 運営・体制の整備の方向性と方法

1 運営・体制の整備の方向性

2 運営・体制の整備の方法

第11章 施策の実施計画の策定・実施と経過観察

1 施策の実施計画の策定と実施

2 経過観察